

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅰ-6-1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	担当 部署名	健康・生活衛生局難病対策課 健康・生活衛生局がん・疾病対策課 医政局医療経営支援課	作成責任者名	健康・生活衛生局難病対策課長 山本 博之 健康・生活衛生局がん・疾病対策課長 鶴田 真也 医政局医療経営支援課国立ハンセン病療養所対策室長 北 礼仁
難病等の予防・治療等を充実させること(施策目標Ⅰ-6-1) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること				
施策の概要				【1.難病・小児慢性特定疾病対策等】 ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、難病及び小児慢性特定疾病患者に対する良質かつ適切な医療の確保や療養生活環境の質の向上を図る。 ・ また、難病法附則に基づく施行5年後見直しについて、2021年7月、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会(合同開催)において取りまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」等を踏まえ、2022(令和4)年12月16日に難病法や児童福祉法の一部改正を含む「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第104号)が公布され、2024年(令和6)年4月1日に全部施行されたところである。改正難病法及び改正児童福祉法により、福祉や就労支援の円滑な利用に向けた「登録者証」の発行、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化、匿名化した難病・小慢データの第三者提供の仕組みの創設等を行い、円滑に取組が実施されている。また、引き続き、地域協議会を活用した難病患者等への支援体制の強化等の取組を進めている。 ・ 慢性疼痛対策については、①病態解明等の研究の推進、②患者を支援するための相談支援体制の整備、③慢性疼痛に係る医療体制の構築等を目的として、各種事業を実施している。 ・ 慢性腎臓病(CKD)の重症化予防を徹底するため、国民や医療従事者等に慢性腎臓病に関する正しい知識の普及啓発や研修等を行っている。 ・ 2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を目指して、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を総合的に推進する。 【2.ハンセン病対策】 ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)等に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図る。また、2019年11月に成立・公布された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(令和元年法律第55号。以下「家族補償法」という。)に基づき、対象となるハンセン病元患者家族の方々に補償金を支給している。2024(令和6年)通常国会において、家族補償法の一部を改正する法律が成立し、補償金の請求期限が従前の施行日から起算して5年を経過した日から10年を経過した日に延長された(延長後の請求期限は、令和11(2029)年11月21日まで)。 ・ ハンセン病に対する偏見差別の現状とこれをもたらした要因の解明、国のこれまでの啓発活動の特徴と問題点の分析、偏見差別の解消のために必要な広報活動や人権教育、差別事案への対処の在り方についての提言を行うなど、今後のハンセン病に対する偏見差別の解消に資することを目的として、2021年度から「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」を設置し、2023年3月に報告書が取りまとまったところ。 【3.アレルギー疾患対策】 ・ 「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年法律第98号)に基づき、アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指して、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として、国・地方公共団体が取り組むべき方向性を示すものとして、平成29年3月に「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(令和4年3月改定。以下「アレルギー基本指針」という。)を策定した。 ・ アレルギー基本方針を踏まえて、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めるため、令和4年3月までに、47都道府県でアレルギー疾患医療拠点病院(以下「都道府県拠点病院」という。)が選定された。 ・ このほか、平成31年1月に策定した、免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づく重症化予防と症状の軽減に向けた研究の推進や、アレルギーポータルサイトを通じて、アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報提供の実施を行っている。
施策を取り巻く現状				・ 難病及び小児慢性特定疾病の医療受給者証の交付は、対象疾病の追加等を背景に近年増加傾向にある。 ・ 地域協議会の設置率は、自治体の予算、人員不足及び業務量の増加等の課題を主な背景として、難病は約6割、小児慢性特定疾病は約6割にとどまっている状況である。 ・ 慢性の痛みを抱える患者からの電話相談は、一般市民への周知等を背景に近年増加傾向にある。 ・ わが国における慢性腎不全による透析は年々増加傾向にあり、令和4年末には約35万人が透析療法を受けている。また、腎疾患患者は年々増加傾向にあり、年間新規透析導入患者数は約4.0万人にのぼる。 ・ 循環器病は、心疾患が我が国の死因の第2位、脳血管疾患が第4位と、がんに次ぐ我が国の主要な死亡原因であり、特に急性期突然死の原因に占める割合は、循環器病が最も多い。さらに、循環器病は介護が必要となる主な原因のひとつであるとともに、医科診療医療費に占める割合が最も高く、社会的な影響が大きい疾患群である。 ・ 我が国では、依然としてアレルギー疾患を有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。アレルギー疾患には急激な症状の悪化を繰り返し生じさせるものがあり、さらに生活の質が著しく損なわれる場合も多いほか、アレルギー疾患に関する膨大な情報があふれており適切な情報を選択するのは困難な状況にある。 ・ 居住する地域にかかわらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、各都道府県でアレルギー疾患医療の拠点となる都道府県拠点病院を選定するとともに、当該病院と日々のアレルギー疾患医療を行っている診療所や一般病院との間のアレルギー疾患の診療連携体制を整備している。 ・ また、①診療、②情報提供、③人材育成、④研究、⑤学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言・支援といった役割を担う、都道府県拠点病院の活動実績等を定期的に評価し、適宜選定の見直しを行っている。

施策実現のための課題	1	・ 難病は発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立されていない希少な疾病であって、長期にわたり療養が必要であること等から、医療費助成や治療研究を含む医療に関する支援を行う必要がある。 ・ また、地域において安心して療養生活及び日常生活を営むことができるよう、共生社会を実現するための支援が不可欠であり、疾病特性や個々の状況等に応じて多様な、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等のニーズに適切に対応するため、地域における関係者の一層の関係強化を図っていくことが重要である。 ・ さらに、難病相談支援センターによる支援の質の向上及び底上げを図り、患者のニーズに対応できる体制づくりを進めていくこと及び各都道府県等における地域協議会の設置率の向上を図った上で、当該協議会を活用した難病患者等への支援体制の強化が重要である。 ・ 慢性の痛みを来す疾患は、筋骨格系及び結合組織の疾患、神経疾患等の内科的疾患、線維筋痛症や複合性局所疼痛症候群等の原因不明のものまで多種多様な一方で、客観的な評価が困難で、標準的な評価法や診断法は未確立のため、慢性の痛みを抱える患者は周囲から理解を得られにくく一人で悩みを抱えている。また、慢性疼痛の診療においては、身体的のみならず、心理的、社会的な問題に対する総合的なアプローチが必要である。 ・ 慢性腎臓病(CKD)は、患者の生命や生活の質に重大な影響を与えうる重篤な疾患であるが、適切な対応を行うことで予防・治療や進行の遅延が可能な疾患であることから、正しい知識の普及を図り、早期発見・診断、良質で適切な治療の早期実施・継続につなげ、重症化予防を徹底するための施策等を行う必要がある。 ・ 循環器病は、加齢とともに患者数が増加する傾向にあり、急激に発症し、生命にかかわる重大な事態に陥り、突然死に至ることがあり、重度の後遺症を残すこと等があるため、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を行う必要がある。
	2	・ ハンセン病対策については、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文及び第11条並びにハンセン病問題の解決の促進に関する法律前文及び第18条に基づき、国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消、患者・元患者の名誉回復等を図ることとされている。 ・ こうした中、普及啓発事業全般の在り方について検討を行う「ハンセン病資料館等運営企画検討会」がとりまとめた、「ハンセン病問題に関する普及啓発の在り方について(提言)」(平成29年3月)に基づき、ハンセン病問題に関する普及啓発を医療従事者を含め、国民に広く充実し、ハンセン病問題に対する正しい理解を広げ、偏見・差別の解消を推進していく必要がある。 ・ また、2019年11月に議員立法である「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立・公布され、2024(令和6年)通常国会において、議員立法により、家族補償法の一部を改正する法律が成立し、補償金の請求期限が従前の施行日から起算して5年を経過した日から10年を経過した日に延長されたことを踏まえ、同法に基づく補償金の支給を円滑に行う必要がある。
	3	・ 我が国では、乳幼児から高齢者まで国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われており、居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、医療従事者の質の向上等に取り組む必要がある。 ・ また、アレルギー疾患が患者の生活に与える影響に鑑み、アレルギー疾患に関する正しい知識が習得できる体制を整備するとともに、生活の質の維持向上のための支援体制を整備する必要がある。

各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由				
	目標1 (課題1)	難病及び小児慢性特定疾病等の患者に対する良質かつ適切な医療の確保、難病等の患者の療養生活の質の維持向上及び小児慢性特定疾病の患児等の健全な育成のため、難病・小児慢性特定疾病対策等を推進すること				難病患者や小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担軽減や、療養生活の環境整備を進めるためには、難病法等に基づく基本方針を踏まえた施策を講じる必要がある。				
	目標2 (課題2)	ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等を図るため、ハンセン病対策を推進すること				ハンセン病問題の解決の促進を図るため、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講じる必要がある。				
	目標3 (課題3)	アレルギー基本指針に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防や症状の軽減に向けた対策を推進すること				突然症状(アナフィラキシーショック)が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に取り組む必要がある。				
	達成目標1について									

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○1	衛生行政報告例による難病法に基づく医療受給者証交付件数(アウトプット)	986,071	平成28年度	過去3年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	前年度(946,110件)以上	前年度(1,033,770件)以上	前年度(1,021,606件)以上	前年度(1,048,680件)以上	過去3年間の実績値の最高値(1,033,770件)を上回る	難病法に基づく医療費助成は、対象疾患の医療の確立及び普及、難病患者の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であることから、医療費助成制度の活用状況を測る指標として、医療受給者証交付件数を設定している。	目標値については、対象疾病の追加により医療受給者証の交付を必要とする難病患者数が増加する見込みであるため、過去3年間の実績値の最高値を上回る値とするが、目標値設定時点で前年度の実績値が公表されていないことから、令和6年度目標数値は暫定的に令和2年度～令和4年度の実績値の最高値(1,033,770件)とした。
						1,033,770件	1,021,606件	1,048,680件	1,086,579件			
2	難病拠点病院を設置している都道府県数(アウトプット)	-	平成29年度	47	令和6年度	47	47	47	47	47	難病の医療提供体制の整備については、基本方針において、都道府県は難病の患者に対する必要な医療提供体制の構築に努めることとしており、体制の整備状況を測る指標として、都道府県の難病診療連携の拠点となる病院を設置している自治体数を設定している。	目標値については、平成30年度より都道府県毎に少なくとも1か所拠点病院が整備されることを目標として、「47」としていたが、令和5年度実績値では、45都道府県81病院となった。引き続き、各都道府県に難病診療の連携の拠点となる病院を整備する必要がある、これを早期に達成するため、令和6年度の目標値も47とした。
						43	44	45	45			

3	難病相談支援センターにおける相談件数 (アウトプット)	103,686	平成28年度	過去3年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	平成30年度 (108,374件)以上	平成30年度 (108,374件)以上	前年度 (95,507件)以上	前年度 (89,359件)以上	過去3年間の実績値の最高値(95,507件)を上回る値	難病相談支援センター事業は、難病の患者の療養生活の質の維持向上や難病の患者及びその家族の生活の質の向上を図る上で重要な施策であることから、当該センターの活用状況を測る指標として相談実績件数を設定している。	目標値については、難病患者等からの相談数を予め把握することができず、具体的な目標値を設定することは困難であるため過去3年間の実績値の最高値を上回る値とするが、目標値設定時点で前年度の実績値が公表されていないことから、令和6年度目標数値は暫定的に令和2年度～令和4年度の実績値の最高値(95,507件)とした。 (参考)平成28年度実績:103,686件、平成29年度:105,517件
						未調査	95,507件	89,359件	集計中 (令和6年12月頃公表予定)	集計中 (令和6年12月頃公表予定)		
4	衛生行政報告例による児童福祉法に基づく医療受給者証交付件数 (アウトプット)	113,751	平成29年度	過去3年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	前年度 (116,013件)以上	前年度 (123,693件)以上	前年度 (115,012件)以上	前年度 (115,000件)以上	過去3年間の実績値の最高値(123,693件)を上回る値	児童福祉法に基づく医療費助成は、小児慢性特定疾病の医療の確立及び普及、小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担軽減を図る上で重要な施策であることから、医療費助成制度の活用状況を測る指標として、医療受給者証交付件数を設定している。	目標値については、対象疾病の追加により医療受給者証の交付を必要とする小児慢性特定疾病患者数が増加する見込みであるため、過去3年間の実績値の最高値を上回る値とするが、目標値設定時点で前年度の実績値が公表されていないことから、令和6年度目標数値は暫定的に令和2年度～令和4年度の実績値の最高値(123,693件)とした。
						123,693件	115,012件	115,000件	111,790件	111,790件		
5	慢性疼痛に関する電話相談実績件数 (アウトプット)	459	平成28年度	過去3年間の実績値の最高値を上回る値	令和6年度	前年度 (667件)以上	前年度 (766件)以上	814件以上	前年度 (1,104件)以上	過去3年間の実績値の最高値(1,104件)を上回る値	・「慢性の痛み」を来す疾患には、多くの患者が罹患しており、多額の医療費を要し、社会的損失も大きい。 ・また、慢性疼痛の診療においては、身体的のみならず、心理的、社会的な問題に対する総合的なアプローチが必要であると考えられている。 ・そのため、慢性の痛みを抱える患者からの相談への対応及び周囲の理解促進を含む患者の支援のための事業を実施することにより、患者・家族へのサポート体制の整備を図る必要があることから、当事業の活用状況を測る指標として電話相談実績件数を設定している。	目標値については、患者等からの相談数を予め把握することができず、具体的な目標値を設定することは困難であるため、令和6年度目標を過去3年間の実績値の最高値(1,104件)を上回る値とした。
						766件	1,010件	1,104件	998件	998件		
6	腎疾患特別対策事業費申請自治体数 (アウトプット)	36	平成28年度	47自治体以上	令和6年度	前年度以上	前年度以上	47自治体以上	47自治体以上	47自治体以上	・慢性腎臓病(CKD)の重症化により透析に至る患者は年々増加しており、国民のQOL低下を招いている。 ・新規透析導入数の抑制には、地域の実情に応じた重症化予防の取組が必要であることから、自治体の取組状況を把握できる指標として腎疾患特別対策事業費申請自治体数を設定している。	・特別対策事業費の対象自治体は都道府県、政令市、中核市であり、国1/2、自治体1/2負担となっている。 ・令和4年度の目標値は、まずは47都道府県において地域の実情に応じた重症化予防の取組が行われることを目指し、47自治体以上と設定している。
						38	41	44	45	45		
7	循環器病特別対策事業費申請自治体数 (アウトプット)	44	令和4年度	47自治体以上	令和6年度			-	47自治体	47自治体	都道府県循環器病対策推進計画に基づき、地域の実情等を反映させた各種施策を着実に実施することにより、循環器病対策を推進することが重要であるため。	目標値については、全ての都道府県において循環器病対策を推進することが重要であることから47自治体とした。
								44	47	47		
8	難病対策地域協議会設置率 (アウトプット)	61%	令和3年度	100%	令和6年度	100%	100%	100%	100%	100%	各都道府県等において、難病対策地域協議会を設置することは、難病患者への支援体制の強化を図るうえで重要であることから、全国の難病対策地域協議会の活用状況を測る指標として、難病対策地域協議会設置率を設定している。	目標値については、全ての都道府県等において難病対策地域協議会が設置されること(設置率100%)とした。
						62%	61%	62%	集計中 (令和6年12月頃判明予定)	集計中 (令和6年12月頃判明予定)		
9	小児慢性特定疾病対策地域協議会設置率 (アウトプット)	45%	令和3年度	100%	令和6年度	100%	100%	100%	100%	100%	各都道府県等において、小児慢性特定疾病対策地域協議会を設置することは、小児慢性特定疾病児童等への支援体制の強化を図るうえで重要であることから、全国の小児慢性特定疾病対策地域協議会の活用状況を測る指標として、小児慢性特定疾病対策地域協議会設置率を設定している。	目標値については、全ての都道府県等において小児慢性特定疾病対策地域協議会が設置されること(設置率100%)とした。
						53%	45%	49%	集計中 (令和6年12月頃判明予定)	集計中 (令和6年12月頃判明予定)		

(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由
10	都道府県において、難病医療の拠点となる病院の設置数 (アウトプット)				79	79	81	81		・ 難病の医療提供体制の整備状況を測る指標として、都道府県の難病診療連携の拠点となる病院数を設定している。 ・ 測定指標2の目標値については、都道府県毎に少なくとも1か所拠点病院が整備されることを目標として、「47」としているが、全国で設置された病院数を把握するため本指標を参考指標としている。
11	都道府県別の総人口当たり特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の割合が上位10都道府県の難病対策地域協議会設置率 (アウトプット)							集計中 (令和6年 12月頃 判明予定)		・ 測定指標8については、全ての都道府県等において難病地域対策協議会が設置されることを目標としているが、特に特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の割合が高い地域の状況を把握するため、本指標を参考指標としている。
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				令和6年度行政事業レビュー事業番号
		執行額	執行額							
(1)	特定疾患治療研究費補助金 (昭和47年度)	8.5億円 8.3億円	8.5億円 8.2億円	8.5億円	1.2	難病法に基づく医療費助成制度が平成27年1月1日から施行されたことに伴い、難病法の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病以外の疾病については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額であるので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、引き続き当該患者の医療費の負担軽減を図ることで難病対策を推進する。				002165
(2)	特定疾患等対策費 (昭和47年度)	26百万円 21百万円	26百万円 22百万円	26百万円	1.2	特定疾患等対策、ハンセン病対策、腎疾患対策の各施策が円滑に実施されることを目的に行う会議、情報収集・調査及び都道府県への指導・助言などを実施することで難病対策を推進する。				002166
(3)	代謝異常児等特殊ミルク供給事業 (昭和55年度)	2.5億円 2.5億円	2.8億円 2.8億円	3.9億円	-	先天性代謝異常等に罹患している児童に対し、特殊ミルクの供給体制を整備して必要量の確保を図り、当該児童に対する障害の発生を予防する。				002181
(4)	難病情報センター事業費補助金 (平成8年度)	64百万円 59百万円	64百万円 58百万円	79百万円	1.2	難病患者や家族の療養上の悩みや不安に的確に対応するため、難病に関する情報の提供等を行うことにより、その療養生活の一層の支援等を図り、また、各都道府県及び指定都市において実施している難病指定医向けの研修について、オンライン用の研修プログラムを提供することで、現行の指定医研修を合理化するとともに、研修コンテンツの共通化及び充実を図ることで難病対策を推進する。				002159
(5)	難病特別対策推進事業 (平成10年度)	8.3億円 8.2億円	16億円 11億円	9.1億円	1.2,8	難病患者に対し、総合的な相談支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、地域における難病患者対策の一層の推進と安定した療養生活の確保、難病患者及びその家族の生活の質（QOL）の向上を図ることで難病対策を推進する。				002162
(6)	慢性腎臓病（CKD）特別対策事業 (平成21年度)	34百万円 15百万円	35百万 16百万円	35百万円	-	①患者等一般向けの講演会等の開催 ②病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施 ③CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供 ④事業実施の評価 ⑤慢性腎臓病（CKD）診療連携構築事業 上記①～⑤によりCKDの予防・治療を推進する。				002164
(7)	難病患者サポート事業 (平成23年度)	20百万円 20百万円	19百万円 19百万円	35百万円	1.2	患者の不安やストレスを解消するための精神的、心理的サポートを行う様々な事業を実施する。自立した患者団体の育成を目的に経営マネジメントや運営管理の研修等を実施し、患者の支援を図ることで難病対策を推進する。				002171
(8)	からだの痛み相談支援事業 (平成24年度)	12百万円 12百万円	13百万円 13百万円	14百万円	5	患者の症状や境遇に合わせた適確な相談や助言ができる信頼性の高い相談窓口等患者の受け皿的機関を設け、次の事業を行う。 ①痛みに関する電話相談②痛みに関する普及啓発活動 ③相談対応支援 上記①、②及び③により慢性疼痛対策を推進する。				002172
(9)	難病対策の推進のための患者データ登録整備事業経費 (平成25年度)	80百万円 74百万円	80百万円 80百万円	85百万円	1.2	難病患者データの精度の向上と有効活用を図り、患者・国民・医療現場に成果を還元するためのシステムを整備することで難病対策を推進する。				002173
(10)	難病医療費等負担金 (平成26年度)	1,247億円 1,027億円	1,273億円 1,131億円	1,283億円	1.2	難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病の治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援することで難病対策を推進する。				002174
(11)	小児慢性特定疾病対策等総合支援事業 (平成27年度)	2.6億円 2.4億円	5.3億円 2.7億円	3.5億円	9	特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の自立を促進するため協議会を開催すること等により、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図るため、以下の事業を実施する。 ①小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 ②小児慢性特定疾病対策地域協議会運営事業 ③小児慢性特定疾病医療事務費 ④小児慢性特定疾病指定医育成事業 ⑤移行期医療支援体制整備事業				002175

(12)	小児慢性特定疾病医療費負担金 (平成26年度)	164億円	167億円	171億円	4	長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険がおよぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。	002179
		161億円	161億円				
(13)	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金 (平成26年度)	9.2億円	9.2億円	9.2億円	-	幼少期から慢性疾病に罹患しているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害している児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図るため以下の事業を実施する。 (必須事業)相談支援事業、(努力義務事業)実態把握事業、療養生活支援事業、相互交流支援事業、就職支援事業、介護者支援事業、その他の自立支援事業 また、小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかっている事実等を証明する事業を実施する。	002178
		1.8億円	2.0億円				
(14)	小児慢性特定疾病情報管理事業 (平成26年度)	24百万円	24百万円	24百万円	-	小児慢性特定疾病児童等の治療・療養生活の改善や疾病にかかる理解促進等に資するポータルサイトを構築し、各自治体の担当窓口の紹介や対象疾病の検索、関係する研究成果などの情報を一元化して運用することで、児童やその家族、医療機関など関係者に対して広く情報を発信し、児童の健全育成を推進する。	002177
		24百万円	24百万円				
(15)	小児慢性特定疾病児童等支援者養成事業 (平成27年度)	15百万円	15百万円	15百万円	-	小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消し、移行期医療支援体制の構築を図るため、移行期医療に従事する者等に対し、移行期医療に関する研修を実施することにより、移行期医療支援体制の構築の推進を目的とする。	002180
		11百万円	12百万円				
(16)	療養生活環境整備事業 (平成27年度)	8.1億円	8.4億円	8.1億円	3	難病の患者及びその家族等に対する相談支援や、難病の患者に対する医療等に係る人材育成、在宅療養患者に対する訪問看護、指定難病の患者に対し指定難病にかかっている事実等を証明する事業を行うことにより、難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る。	002163
		5.8億円	6.5億円				
(17)	慢性疼痛診療システム均てん化等事業 (旧：慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業) (令和2年度)	1.1億円	1.1億円	1.1億円	5	都道府県間で診療体制の均てん化を図るため、厚生労働科学研究等の研究事業で得られた最新の診療ノウハウの普及等を実施する。 ①痛みセンターを中心とした県内の診療連携体制の構築 ②痛みセンターにおいて、各県の痛み診療の人材を受入・養成 ③ブロック内の中核となる痛みセンターから各県の痛みセンターに対して、最新の研究成果を踏まえた診療ノウハウを普及 ④痛みセンター未設置の県において、関連する疾病分野の中核的医療機関での痛みセンター立ち上げ支援等の実施 ⑤介護施設等の民間向け啓発研修会の実施 等	002186
		1億円	97百万円				
(18)	循環器病特別対策事業 (令和3年度)	1.1億円	1.1億円	1.9億円	-	地域に身近な都道府県が地域特性等を踏まえた施策を実施することにより、循環病対策がより一層推進されることを目的に以下の①～⑦の事業について補助を行う (補助率1/2) ①都道府県循環病対策推進事業 ②循環器病医療提供体制の促進等に資する事業 ③循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業 ④循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業 ⑤循環器病の相談に資する事業 ⑥循環器病対策に資する多職種連携推進事業 ⑦脳卒中・心臓病等総合支援センター事業	003027
		56百万円	1.6億円				
(19)	難病等制度推進事業 (令和3年度)	45百万円	45百万円	55百万円	-	難病・小児慢性特定疾病研究・医療WG、難病・小児慢性特定疾病地域共生WG等において、特に今後検討をすべきとされた事項や国の支援が必要とされた事項について、実態把握等を行い、制度の更なる普及と次期見直しを見据えた実態把握を行うもの。	003028
		45百万円	50百万円				
(20)	難病の全ゲノム解析等実証事業 (令和3年度)	3.3億円	-	-	-	研究・医療両面から、難病患者等のよりよい医療につながるゲノムデータ基盤の構築につなげることを目的としている。 具体的には、本格解析に向けて、持続可能な運営主体が以下の①～③を行う。 ①拠点医療機関から新規の検体・臨床情報をゲノム基盤に直接送付し、全ゲノム解析の一連の作業を実証 ②AMEDの研究班のゲノム・臨床データを試験的に移行 ③難病遺伝子パネル検査の運用の実証	-
		1.2億円	-				
(21)	脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業 (令和4年度)	2億円	2.8億円	2.1億円	-	専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関となる脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、都道府県と連携を取りながら、地域の医療機関と勉強会を開催し、支援方法などの情報提供を行うなど協力体制を強化することで、包括的な支援体制を構築し、地域全体の患者支援体制の充実を図ることを目的とする。 【補助率10/10】	003074
		1.9億円	2.5億円				

(22)	難病ゲノム医療専門職養成研修事業 (令和4年度)	8百万円	7百万円	7百万円	-	全ゲノム解析等の患者還元体制を見据え、医学的知識を有するバイオインフォマティシャンや難病医療の観点から踏まえた遺伝カウンセリングが可能な人材等の育成を目的とする。 具体的には、委託事業により以下の①及び②を行う。 ①全ゲノム解析等に必要バイオインフォマティクスや遺伝カウンセリングに関する基礎的な知識を習得するためのテキストを作成する。 ②上記テキストを用いて研修を行い、医学的知識を有したバイオインフォマティシャンや遺伝カウンセラーを育成する。	003076
		4百万円	6百万円				
(23)	難病ゲノム等情報利活用検証事業 (令和4年度)		6.5億円	3.3億円	-	全ゲノム解析等で得られた全ゲノムデータ等について、難病患者の心情や個人情報の取扱いに留意しつつ、製薬企業等(学術研究機関を含む。)が利活用できる仕組みを試行的に構築し、検証することを目的とし、難病の全ゲノム解析等実証事業及び国立研究開発法人日本医療研究機構が支援する全ゲノム解析等に係る研究等において得られた全ゲノムデータ等を用いて、製薬企業等が難病の早期診断、新たな治療法の開発等を行う際に必要となる仕組みを構築及び検証し、手順書を作成する。	019911
			2.2億円				
(24)	慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業(令和5年度)		21百万円	21百万円	-	慢性腎臓病(CKD)重症化予防のための診療体制の構築、多職種連携による療養指導等を実施し、慢性腎臓病(CKD)の重症化予防及び患者のQOLの維持向上を図ることを目的とする。具体的には、以下の①～⑤を行う。 ①腎疾患の診療体制の構築や多職種連携を行うための会議体の設置 ②療養指導等が必要な対象者の抽出及び医療機関への受診勧奨の実施 ③研修会の実施及び啓発資料の配付・提供 ④多職種連携による療養指導及び両立支援の実施 ⑤事業実施における成果報告や課題点の抽出	005522
			21百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目 標 値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
12	ハンセン病資料館事業実施状況報告 によるハンセン病資料館の入館者数 (アウトカム)	31,660人	平成29年 度	20,000人 以上	令和6年度	前年度 (33,963 人)以上	37,000人 以上	前年度(4,302人) 以上	前年度(17,605人) 以上	前年度(19,635人) 以上	国の隔離政策によりハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、とりわけ、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図ることから、ハンセン病資料館の入館者数を測定指標として設定した。	ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図るため、より多くの者がハンセン病資料館を訪れることが望ましいと考えられることから、20,000人以上とした。
13	中学生向けパンフレットの印刷及び発送部数 (アウトプット)	-	-	目標年度 における 中学校生 徒数 (1,054,898 人)	令和6年度	目標年度 における 中学校生 徒数 (1,102,488 人)	目標年度 における 中学校生 徒数 (1,080,717 人)	目標年度 における 中学校生 徒数 (1,080,717 人)	目標年度 における 中学校生 徒数 (1,054,898 人)	目標年度 における 中学校生 徒数 (1,054,898 人)	ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットを作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する必要があることから、当該指標を選定した。	・ 目標値は、全国の中学1年生の生徒数等の調査結果に基づき、中学生向けパンフレットの印刷及び発送した部数とした。

(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
14	補償金の支給件数					5,559件	691件	362件	437件		「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づき補償金を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
15	ハンセン病療養所退所者給与金、ハンセン病療養所非入所者給与金及び特定配偶者等支援金の受給対象者数					1,167人	1,140人	1,095人	1,060人	1,009人	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき、社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助を行うため、各給与金を支給しており、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進を図る上で、重要な指標である。	

達成手段2 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(25)	国立ハンセン病療養所運営費 (昭和5年度)	103億円	102億円	101億円	12.13	国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、国立ハンセン病療養所の運営を行うことでハンセン病対策を推進する。	002170
		101億円	100億円				
(26)	国立ハンセン病療養所施設費 (昭和24年度)	42億円	47億円	70億円	12.13	国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、国立ハンセン病療養所の建物、その他の施設の整備を行うことでハンセン病対策を推進する。	002169
		39億円	32億円				
(27)	私立ハンセン病療養所補助金 (昭和26年度)	0.9億円	0.8億円	0.8億円	12.13	私立ハンセン病療養所入所者に必要な療養、療養所の管理運営等を行うことでハンセン病対策を推進する。	002158
		0.6億円	0.5億円				
(28)	国立ハンセン病療養所入所者家族生活保護委託費 (昭和29年度)	16百万円	16百万円	16百万円	12.13	ハンセン病療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて援護を行うことでハンセン病対策を推進する。	002156
		10百万円	9百万円				

(31)	ハンセン病対策事業委託費 (平成5年度)	8.5億円	8.6億円	8.7億円	12.13	①ハンセン病に関する討論会、ハンセン病講座の開催、地域啓発の促進、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の運営を行う。 ②ハンセン病療養所入所者の社会復帰者の支援等を行う。 ③沖縄県におけるハンセン病の外来診療所への財政支援、社会復帰者への自立助長、ハンセン病に関する知識の啓発普及を行う。 ④ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書の提言を検討し、その検討結果を活用するための施策の実施状況等の検討を行う。 ①、②、③及び④によってハンセン病対策を推進する。	002157
		8.0億円	7.7億円				
(30)	ハンセン病療養所入所者等補償金 (平成13年度)	8百万円	8百万円	8百万円	12.13	国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、対象者に補償金を支給することでハンセン病対策を推進する。	002168
		-	8百万円				
(31)	退所者等対策経費 (平成14年度)	24億円	23億円	23億円	12.13	①ハンセン病療養所退所者に対して、退所者給与金を支給する。 ②裁判上の和解が成立したハンセン病療養所非入所者に対して非入所者給与金を支給する。 ③退所者給与金受給者の配偶者等に対して、支援金を支給する。 上記①、②及び③によってハンセン病対策を推進する。	002154
		20億円	20億円				
(32)	名誉回復事業 (平成14年度)	0.4億円	1.8億円	2.0億円	12.13	①中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットも作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する。 ②各療養所の納骨堂に眠る遺骨について、親族等の墓に改葬するための費用の支給を行う。 ③ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図り、正しい知識の普及啓発等を行うため、ハンセン病療養所における歴史的建造物の補修等を行う。 ④国立ハンセン病資料館の常設展示や企画展示、教育啓発活動等の充実を図り、これらの普及啓発活動を効果的に実施するための新たな収蔵庫の整備を行う。 上記①、②、③及び④によってハンセン病対策を推進する。	002155
		0.3億円	0.9億円				
(33)	国立ハンセン病資料館収蔵庫増設経費 (令和4年度)	5.0億	8.4億円	5.9億円	12.13	国立ハンセン病資料館の常設展示や企画展示、教育啓発活動等の充実を図り、これらの普及啓発活動を効果的に実施するための新たな収蔵庫の整備を行う。	003077
		2.2億	0億円				

達成目標3について													
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
○16	アレルギーポータル の月間ページ閲覧数の年間中央値 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	262,983PV	令和4年度	前年度以上	毎年度	-	-	-	前年度以上	前年度以上	・アレルギー疾患については、インターネット等に溢れている情報から適切な情報を選択することが非常に困難となっている現状に鑑み、アレルギー疾患に関する正しい知識が習得できるよう、指標として選定した。	・目標値については、より多くの国民がアレルギー疾患に関する正しい知識が習得できるよう、PV数が(線形でなくても長期的には)増加するように設定した。 ・PV数の調査が令和3年度からで、伸び率は変動(R4: 27.2%, up R5 1.0% up)が激しく想定困難なため、目標値は「前年度以上」とする。また、年間PV数だと、突発的イベント(広告によるアクセス増加)などの影響が強くなるため、月間ページ閲覧数の中央値に変更した。	
						-	206,800PV	262,983PV	265,563PV				
17	1年間で中心拠点病院での実地研修に参加した医師数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	22人	平成30年度	30人	毎年度	30人	30人	30人	30人	30人	・アレルギー基本指針において、中心拠点病院協力のもと、専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進することが求められており、中心拠点病院での研修等を通じ、全国的な医療水準の向上のための医療従事者の育成を行うことが必要である。 ・このため中心拠点病院での研修参加状況を指標とした。	・A研修において、オンラインを活用した研修が令和4年度より開始し、受講者数が大幅に増えたため、研修受講者全体の増加傾向を評価困難となったため、より質の高い研修を修了した人数かつ研修受講者の趨勢を評価しやすくするため、年間の実地研修に参加した医師数を集計する事とした。 ・基準値は、コロナウイルス感染症の影響を受ける前で、医療提供体制在り方検討会で拠点病院に求められる機能等取りまとめられた直後の平成30年度の数値を活用し、目標値は、基準値を十分超えられるように直近の受講者数の実績も踏まえ、30人と設定した。	
						5人	31人	37人	32人				
18	食物によるアナフィラキシーショック死亡者数ゼロ (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】	-	-	0人	令和10年度	-	-	0人	0人	0人	上記の測定指標の総合的な結果として、食物によるアナフィラキシーショックの発症、重症化予防に寄与し、もって死亡者を発生させないことが必要であるため指標とした。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・当該測定指標については令和10年度を目標年度とするものではあるが、各年度においても死亡者数ゼロとすることを目標として設定した。 ・データは、e-Stat人口動態調査死亡数を参照した。	
						2人	0人	1人	0人				

達成手段3 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額 執行額	予算額 執行額						
(34)	リウマチ・アレルギー対策費 (平成13年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表 のKPI関連】	4百万円	4百万円	4百万円	16,17	①リウマチ対策を総合的・体系的に実施するための検討会を開催する。 ②「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、「アレルギー疾患対策基本指針」を策定・見直しをするための検討会を開催する。 上記①及び②によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、本事業によって都道府県の取り組みの効率的な推進を検討することによって、 測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込んでいる】	002167		
		2.7百万円	2百万円						
(35)	リウマチ・アレルギー特別対策事業 (平成18年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表 のKPI関連】	68百万円	69百万円	69百万円	16,17	①アレルギー疾患医療連絡協議会の開催(地域政策の策定) ②医療従事者、保健師・助産師、福祉施設従事者向け研修の実施 ③患者カードの配布の促進並びに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施 ④喘息死並びにリウマチ及びアレルギー系疾患診療担当医師(医療機関)名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供 等 上記①～④によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込ん でいる】	002161		
		38百万円	69百万円						
(36)	アレルギー情報センター事業費補助金 (平成19年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表 のKPI関連】	42百万円	42百万円	42百万円	16,17	①アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成、運営 ②リウマチ・アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の実施 ③アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い施設関係者向け研修資料の作成 等 上記①～③によりアレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述の①において、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の設置状況や啓発 事業等の先行事例を掲載し、測定指標の都道府県数を伸ばす効果があると見込んでいる】	002160		
		42百万円	42百万円						
(37)	アレルギー疾患医療提供体制整備事 業 (平成30年度) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保 障分野26】 【新経済・財政再生計画 改革工程表 のKPI関連】	55百万円	56百万円	56百万円	16,17	①アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築 ②アレルギー疾患医療の診断等支援 ③アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業 ④一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 上記①～④によりリウマチ・アレルギーの予防・治療を推進する。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の研修参加医師数を伸ばす効果があると見 込んでいる】	002183		
		55百万円	56百万円						
(38)	免疫アレルギー疾患患者に係る治療と 仕事の両立支援モデル事業(令和5年 度)		38百万円	38百万円	-	免疫アレルギー疾患患者が安心して仕事の継続や復職に臨めるよう、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院に「両立支援コーディネーター」を配置し、患者またはそ の家族の個々の治療、生活、勤務状況等に応じた、治療と仕事の両立に係る計画を作成し、就労支援を実施する。	005523		
			24百万円						
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和5年度
		170,152,561		175,906,331		174,826,046			
施策の執行額(千円)		139,772,938		150,492,679					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説			2022年2月25日		難病対策については、制度の見直しを進めるとともに、総合的な支援策を推進します。 ハンセン病問題対策については、元患者の御家族への補償制度を着実に実施するとともに、ハンセン病に対する偏見、 差別の解消に全力で取り組みます。		